

令和3年10月12日

◎下村委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎下村委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第8号議案、第9号議案、報第24号議案、以上6件について、全会一致をもって、いずれも可決又は承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、通称、行政手続オンライン化法の改正を考慮し、条例・規則等に基づく県の事務について、情報通信技術を活用して対応できるよう条例を改正するもので、手数料の電子納付や書類添付の省略を可能とするほか、新たに地方公共団体の努力義務として法律に規定された、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正、いわゆるデジタルディバイド対策について追加するものであるとの説明がありました。

委員から、デジタルディバイド対策について、自治体は格差是正のために、デジタル技術に不慣れな高齢者等の意見をどのように把握して施策を講じていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、国の事業で、電子機器等の使用に不慣れな方向けに、通信事業者等が講習会を開催している。この講習会を継続する中で、利用者の声を直接聞き取り、支援の在り方の向上を図っていくことが必要だと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、デジタル化について独自に教室などを開いている地域もあるが、自治体からの支援は行われるのかとの質疑がありました。

執行部からは、国のスキームでは委託事業者による講習のほか、地域の協議会等と連携して講習を行う方法がある。両方の方法をうまく活用し、利用の拡大に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、様々な事情でデジタルに対応できない方も多く、行政での手続については、対面での対応をすることも大事だが、どのように考えているかとの質疑がありました。

執行部からは、紙の書類を職員が電子化をする取組も併せて行っている。電子機器での申請ができない方は従来どおり紙で提出することもでき、両方を並行させることによって対応していくとの答弁がありました。

複数の委員から、高齢者が多く、中山間地域が多い高知県で、行政手続だけでなく暮らしに関わる様々なデジタル化を活用して生活することができるよう、デジタルディバイド対策をしっかりと行うことが求められている。また、総務部だけでなく県庁挙げて取り組むことで、課題解決につながるものであり、各部局と連携をしながら、市町村に対しても積極的にきめ細かな支援をお願いしたいとの意見がありました。

執行部からは、デジタル化による行政事務の効率化と県民の利便性向上に向け、専門家などのプロフェッショナルだけでなく一般の県民の皆さんにも伝えることを意識して、バランスを取りながら、県全体としてデジタル化を進めていくとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、活動費について、執行部から、犯罪捜査や交通対策のための機器が、老朽化や補修用部品の生産中止などにより、安定運用に支障が出ているため、機器を更新するための経費であるとの説明がありました。

委員から、資機材を大切に使うのは基本であるが、不具合が生じる場合もあり、捜査に支障を来すことも考えると、捜査力を高めるためには資機材の充実は大事なことである。交通安全や犯罪捜査力の向上、県民の安全にもつながる場合には、早い段階での更新も検討していただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

「水道広域化推進プランについて」、執行部から、高知県の水道事業は、人口減少による料金収入の減少や各市町村での担い手となる職員の減少など、経営環境が今後ますます厳しさを増すことが想定されており、経営基盤の強化を図る有効な手段の一つである広域化を進めるため、「高知県水道広域化推進プラン」を策定することとした。

当面の方策としては、システムの共同化をはじめとする事務の広域的処理や、人員面をカバーする仕組みとしての受皿組織の構築と活用の検討のほか、資材等の共同発注などの検討を行うこととしている。

今回のプラン策定後は、各市町村と具体的な協議を進め、令和4年度末にプランの改定を行う予定であるとの説明がありました。

委員から、広域化を進める際、対象となる市町村の絞り込みについてはできているのかとの質問がありました。

執行部からは、市町村と意見交換を行い、方向性についてはご理解をいただいているが、具体的な絞り込みについては、今後、システムの仕様や課題など、市町村の意見を聞きながら検討を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、広域化のエリアやパターンはどのようになるのかとの質問がありました。

執行部からは、システムの共同化については、県内全域を視野に、また、資材等の共同発注については、一定近いエリアで柔軟に考えていきたい、との答弁がありました。

別の委員から、市町村における施設面や体制面での格差などもあり、広域化を進める際には、いろいろな課題や意見も出てくるのではないかと。各市町村間の意見を十分反映し、合意が得られるよう、丁寧な議論をして進めていただきたいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ よろしいですか。

◎ はい。

◎下村委員長 正場に復します。

それでは、この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎下村委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時6分閉会)